報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成29年7月4日
総務省新潟行政評価事務所

森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

ー新潟県内の主な事例ー

総務省では、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について平成29年7月4日に関係省に勧告しました。

新潟行政評価事務所は、平成27年12月から28年3月までの間、新潟県内の状況を調査し、当該調査結果により把握した事例が上記勧告に反映されました。その主な事例は以下（2ページ）のとおりです。

【本件連絡先】
総務省新潟行政評価事務所
評価監視官　村上
電　話：０２５－２８２－１１１２
ＦＡＸ：０２５－２８２－１１２４

※　結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.htm

（注）　新潟行政評価事務所の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、「総務省行政評価局農林水産、環境、防衛担当（電話：03-5253-5439(直通)）」に御照会ください。

森林の管理･活用に関する行政評価･監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

○　我が国の森林資源の中でも、人工林は、戦後に造成されたものが多く、人工林の約6割は今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能となる見込み
○　しかし、我が国の森林の土地所有者は、小規模な者が多く、木材価格が下落している現状では、森林資源が十分活用されないおそれ
○　他方、昨今は住宅など従来の需要に加えて、公共建築物や木質バイオマス等への活用など新たな木材需要に拡大の動き

勧告日：平成29年7月4日
勧告先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査対象機関：7省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省）、17道府県、39市町村、関係団体等

主な調査結果

森林管理のための制度の適正な運用

■　**森林の土地所有者届出**
✓　未届者を把握していない市町村や、死亡届時等を活用した有効な制度案内を実施していない市町村あり

■　**森林経営計画**
✓　間伐の下限面積を下回っているなど認定要件を満たさない計画申請や、計画と異なる伐採をしたとしている事後届があるにもかかわらず、適切な対応をとっていない市町村あり

■　**森林の公益的機能**
✓　間伐等の実施が不十分な保安林を「要整備森林」として選定した後、森林所有者等に必要な働きかけを行っていない道府県あり

新たな木材需要の拡大の推進

■　**公共建築物の木造化**
✓　国の庁舎には建築基準法よりも厳格な耐火規制があるなどを理由として非木造とした例あり

■　**合法木材製品の調達**
✓　グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示のないものを調達している機関あり

■　**木質バイオマス発電設備**
✓　木質バイオマス発電設備に納入される燃料チップの中には、由来に係る証明書類を適切に入手・作成されていない例あり

主な勧告内容

（農林水産省）

①　市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなどの効果的な周知方法を紹介

②　森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、事後届において、計画とは異なる森林施業を実施したことが判明した場合は、その理由等を確実に確認するよう要請

③　都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、適切な対応を図るよう要請

（国土交通省）

国の庁舎に、建築基準法より厳格な耐火規制が定められている妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討

（環境省）

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に行うよう周知徹底

（農林水産省･経済産業省）

チップ加工事業者等に対し、発電設備に納入する燃料チップの由来に係る証明書類を適切に入手・作成するよう周知徹底

新潟県内の主な事例

1　森林管理のための制度の適正な運用

報告書P37　51参照

■　森林経営計画（注１）

✓　新潟県における森林経営計画作成率（注２）は、11%であり全国平均（30%)を下回っている（平成27年度末時点）

（注）1　森林経営計画とは、森林法に基づき森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独で、又は共同で作成することができる計画で、同計画の認定を受けることで、森林施業を実施するために必要な費用が国庫補助事業の交付対象等になる。計画の認定は、1つの市町村の区域内にある場合は市町村の長、複数の市町村にわたる場合は都道府県知事（新潟県では地域振興局長の管轄区域において複数の市町村にわたる場合は、地域振興局長）が行う。
2　森林経営計画作成率とは、民有林面積に占める森林経営計画の作成面積により算定したもの。

✓　新潟県は、「新潟県森林経営計画管理システム」を構築し、市町村における森林経営計画の認定審査（認定要件の判定等）、林業事業体等における計画作成を支援

2　新たな木材需要の拡大の推進

報告書P194　207参照

■　公共建築物の木造化

国は、平成22年10月の公共建築物等木材利用促進法（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）の施行以降、耐火建築物や災害拠点などの木造化になじまない施設を除く低層の公共建築物を整備する場合は、原則木造化とする方針

✓　非木造とした国の施設で、木造化の検討を図る余地があると考えられる例
①建築基準法よりも厳格な官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）の耐火基準の規制が適用されることを理由として、非木造とした例、②木造化になじまない６類型の施設（注）の中には木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられない例あり

（注）６類型の施設とは、「災害時の活動拠点室等」、「刑務所等の収容施設」、「治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」、「危険物を貯蔵又は使用する施設等」、「伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物」及び「博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設」。

報告書P296　303参照

■　合法木材製品の調達

国は、平成18年度から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく判断基準の一つに合法性の判断基準を追加し、原木の伐採に当たって合法性が証明された木材製品を調達することを推進

✓　国の機関には、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしておらず、グリーン購入法適合製品との表示がない木材製品を調達していた例あり

関係する勧告事項

（農林水産省）

森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進すること

（国土交通省）

建築基準法よりも厳格に定められている官公法の耐火建築物に係る規定について、その妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討すること

（農林水産省及び国土交通省）

各省各庁に対し、木造化になじまない施設について、その範囲や考え方を具体的に例示するなどの必要な支援を行うこと

（環境省）

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に行うよう周知徹底するとともに、木材製品事業者に対し、合法性の判断基準を満たすことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないよう、周知徹底すること